

第7回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2)非農地通知について	1
議案第1号	2
議案第2号	3
議案第3号	4
(3)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について	5
議案第4号	5
議案第5号	6
議案第6号	6
議案第7号	7
議案第8号	7
議案第9号	7
議案第10号	8
議案第11号	8
議案第12号	9
議案第13号	10
議案第14号	10
議案第15号	10
議案第16号	11
議案第17号～96号	12
議案第97号	12
議案第98号～127号	12
議案第128号	13
(4)矢板市農業委員会「農地等の利用最適化の推進の指針」に関する指針について	13
・その他	15
3 閉 会	15

日 時 令和2年12月21日(月)16時00分
場 所 第一委員会室

○ 出席者

会長	15番	渡邊 浩正	
会員	1番	手塚 みち子	2番 篠木 薫
	3番	福田 一紀	4番 町野 位夫
	5番	佐藤 栄一	6番 石塚 英好
	7番	渡邊 晴夫	8番 大野 文子
	9番	君島 道夫	10番 阿久津 正一
	11番	福田 英一	12番 渡辺 正明
	13番	揚石 明	14番 佐藤 喜久男

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席議員数は15名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第6回農業委員会総会を開催いたします。（16：00）

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。6番 石塚 委員、8番 大野 委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

(2) 非農地通知について

○議長 付議事件（2）、議案第1号から第3号、非農地通知について、議題にします。

議案第 1 号

まず、議案第 1 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（和田 理男） 議案書の 1 ページをお開きください。

（事務局説明）

○議長 事務局の説明はおわりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班班長、4 番 町野 位夫 委員お願いいたします。

○町野 位夫委員 本日 9 時 30 分より、委員 3 名、事務局 3 名の計 3 名で、非農地通知 3 件の現地調査を実施しました。

何ら問題ないと見てまいりましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第 1 号の現地調査の詳細の報告を 1 番 手塚 みち子 委員にお願いいたします。

○手塚 みち子 委員 それでは、現地案内図、1 ページをお開きください。

（申請地位置説明）

現地は倉庫や駐車場となっております。矢板市の土地計画では用途地域となっており、農地の種別は第 3 種農地で、周辺には農地はありません。

長年、宅地並みの雑種地として課税されており、周辺に農地はないため農地への影響もないため、非農地通知を出すのが相当と見て参りましたが、皆様方の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 1 号について、質疑意見等を求めます。

○石塚委員 現地案内図で、申請地に建物がかかっているように見えるが、これ

はどのような取り扱いとなるのか。

○事務局 倉庫があります。現状申請地は、宅地並みの雑種地課税となっております。

○委員 わかりました。

○議長 ほかにありますか。それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第2号

○議長 つぎに、議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第2号の現地調査の詳細の報告を、12番 渡辺 正明 委員にお願いします。

○渡辺 正明 委員 それでは、現地案内図をお開きください。

(申請地位置説明)

現地周辺は宅地化が進んでいて優良農地もないです。また申請地は用途地域で第三種農地のため、申請はやむを得ないとみてまいりました。皆様の審議よろしくお願ひいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

(なし)

○揚石 明 委員 現況は原野となっているが、ここは原野ではないのでは？
原野という地目の定義は？

○事務局 実際対象地は、現地案内図で示している部分の、1/3程度の部分になります。現状としては荒地です。原野は、自然のままで手をかけられていないが、山林化はしていない土地という定義です。

○委員 わかりました。

○議長 それでは、ほかには質問ございませんようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第3号

○議長 つぎに、議案第3号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明はおわりました。次に、議案第3号の現地調査の詳細の報告を、4番 町野 位夫 委員にお願いします。

○町野 位夫 委員 それでは、現地案内図をお開きください。

(申請地位置説明)

現地は原野化しています。川で分断されており、水路等もなく、田に戻すことは難しいため通知はやむを得ないとみてまいりました。みなさまの慎重審議よろしく願いいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 委員 耕作放棄地の非農地判断は難しいところだと思いますが、今回は川で分断されているということで判断となったのだと思う。非農地通知の取り扱いについて、ケースバイケースでは判断に差がでてしまうので、指針を定

めてはいかがか。

○事務局長 ご指摘のとおりです。違法転用をよしとすることになりかねないので、慎重に判断すべきと考えています。用途地域内で、宅地並み課税となっている場所を優先して非農地判断しているところであり、一種農地は田へ還元していただきたい。今回の議案については、道路で分断されていること、排水がないこと、所有者に耕作の意思がないことが要因になった。立地条件や営農活動を鑑みて判断していきたい。

○議長 ほかにありますか。

○佐藤 喜久男 委員 隣接地は耕作されているのではないか？

○事務局 耕作されているが、高低差があるため分断されている。

○佐藤 喜久男 委員 わかりました。

○議長 ほかにありますか。それでは、質問ございませんようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 続いて付議事件(4) 議案4号から議案128号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

議案第4号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第4号について質疑意

見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 5 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 5 号

○議長 それでは次に議案 5 号について事務局の説明をお願いします。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 5 号について質疑意見等を求めます。

ないようですので、これより採決いたします。

議案第 5 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、14 番 佐藤 喜久男委員の退室を求めます。

議案第 6 号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 6 号について質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 6 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 6 号が終了しましたので 14 番 佐藤 喜久男 委員の入室を求めます。

議案第 7 号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 7 号について質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 7 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 8 号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 8 号について質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 9 号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第9号について質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第10号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第9号について質疑意見等を求めます。

○佐藤 栄一 委員 賃借料は相互合意の上で決定されたものですか？農業委員会として提言をするなどは？

○事務局 相互合意の上です。賃借料の平均は提示するが、個々の案件については当事者にまかせています。

○議長 ほかにありませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第11号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案11号について質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第12号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第12号について質疑意見等を求めます。

○君島 道夫 委員 賃借料について、60kgの価格とあるがどういう意味か？

○事務局長 その年の60kgの米の価格によって変動するという意味です。

○議長 ほかにありませんか。

○佐藤 喜久男 委員 期間は10年間ということだが、耕作者はおいくつの方か？

○事務局 昭和28年生まれの方です。

○佐藤 喜久男委員 わかりました。

○議長 ほかにありませんか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 13 号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 13 号について質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 13 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 14 号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 14 号について質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 14 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 15 号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 15 号について質疑意

見等を求めます。

○篠木 薫 委員 畑とあるが、設定する利用権の内容が田になっているが？

○事務局 確認いたしますので少々お待ちください。

○佐藤 喜久男 委員 賃借料が 30 k g とあるが、何で払うのか？

○事務局 玄米です。

○議長 ほかにありますか。ないようですので、これより採決いたします。

議案第 15 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 16 号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 16 号について質疑意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 16 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 さきほどの質問に対して、事務局より回答します。

○事務局 さきほどの利用権の内容についてですが、水田と書いてありますが、畑となります。畑に修正願います。

議案第 17 号～96 号

- 議長 つぎに、議案第 17 号について事務局の説明を求めます。
- 事務局 利用権設定の内、継続でございます。議案第 17 号から第 127 号については、新規設定の際に既に裁決を受けているとして、慣例により説明は省略とさせていただきます。
- 事務局 事務局の説明が終わりました。質疑意見等はございますか。
- 福田 英一 委員 97 号は新規とあるが？
- 事務局 はい。大変申し訳ございません。97 号については新規の契約です。訂正願います。

議案第 97 号

- 議長 では、議案第 97 号について新規ということで、説明を求めます。
- 事務局 (事務局説明)
- 議長 それでは質疑意見等をもとめます。
- 石塚 英好 委員 設定期間が違うのでは？
- 事務局 重ねて申し訳ございません。4 年間に訂正願います。
- 揚石 明 委員 同じ耕作者で他の案件で設定が 10 年とあるが、4 年でいいのか？
- 事務局 はい。この筆のみ 4 年となります。

議案第 98 号～127 号

- 議長 引き続き、継続案件についての質疑応答を求めます。
- 佐藤 栄一 委員 先の人農地プランで集約するときに、柔軟に対応することはできるのか？
- 事務局 はい。相互合意で解約することはいつでもできます。
- 佐藤 栄一 委員 人農地プランで、バラバラにやるよりはまとめて、という話がありましたので、設定しなおしができるのであれば大丈夫です。

○議長 ほかに質問ありますか。

ないようですので、これより採決いたします。

議案第 17 号から第 127 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りを
いたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 ここで、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項により、14 番 佐
藤 喜久男 委員の退室を求めます。

議案第 128 号

○議長 それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局長 議案書をお開きください。

(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第 128 号について質疑
意見等を求めます。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 128 号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 128 号が終了しましたので 14 番 佐藤 喜久男 委員の入室を求めま
す。

(4) 矢板市農業委員会「農地等の利用最適化の推進の指針」に関する指針につ
いて

○議長 続いて付議事件(4) 矢板市農業委員会「農地等の利用最適化の推進の指

針」に関する指針について議題に供します。それでは事務局の説明を求めます。

○事務局長 （事務局説明）

○佐藤 喜久男 委員 県農業ネットワーク機構とはなんですか？

○事務局 調べて次回総会にて回答します。

○佐藤 喜久男 委員 中間管理機構を利用するのはハードルが高いと感じているが、農地バンクになったことで何か違いはあるか？

○事務局 基本的には違いはありません。配分計画一括方式が利用できるようになったというところです。

○佐藤 喜久男 委員 農地を貸し借りするだけだが、権利関係を厳密にみられるということで、公図と謄本を求められる。それは農地の履歴書的な意味合いがあり、抵当権の設定も記載されており、出しづらいこともある。また、未相続の土地があり、大きく農地を貸し借りしたいとなったときにすこしでも該当があるとだめだよとなってしまうことがある。そのあたり弾力的に運用されるよう、農業委員会から図っていただきたい。また、最近農地の利用権の金額もかなり下がっていますので、国の交付金という形で、地主さんにいくらか払っていただければ嬉しいかなというのが私の意見です。

○事務局 ありがたく意見として頂戴いたします。また、経営転換協力金についても、農業委員会と農林課から弾力的な運用をされるよう、県の農業振興公社へ働き掛けたいとおもいます。貴重なご意見ありがとうございます。

○揚石 明 委員 現在の新規就農者はかなり少ないとおもうが、条件として5反部以上というものがあるが、もうすこし少なくすると入りやすくなるのではないか。例えば市外からの参入の際などに入りやすくなると思う。

○事務局 はい。まず、年2人というのはいままでの統計上です。農業も多様化していますので、あくまで目標値ですので、基準としていれているものになり

ます。

○揚石 明 委員 わかりました。

○議長 ほかにありますか。ないようですので、これより採決いたします。

原案のとおり決定してよろしいかお諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いいたします。

・その他

・農地の一時転用届について (安沢)

・無線基地局新設工事

・令和2年度全国農業委員会会長代表者集会の開催中止に伴う代替措置 (オンラインセミナー) の動画配信について

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。